次世代育成支援対策推進法に基づく岡山大学の一般事業主行動計画

岡山大学では，大学全体の取り組みとして，教職員が仕事と子育てを両立させることを推進するとともに，職場全体のより働きやすい環境を整えるべく，次のような行動計画を策定します。

１　計画期間

平成１９年４月１日から平成２２年３月３１日までの３年間

２　内容

目標１　出産及び育児に関する制度の周知を図るため，育児休業・介護休業，短時間勤務，変形労働時間制度，子の看護制度，育児休業後の現職復帰，産前・産後休暇中の代替要員雇用制度等の情報を，ホームページに掲載する。また，それらの冊子を作成する。

＜対策＞次世代育成支援対策検討委員会のホームページを作成し，出産及び育児に関する諸制度の情報を掲載する。また，その情報を冊子として配布する。

目標２　育児休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう，育児休業期間中もメールや学内誌等の発送を通じて各種情報の提供を行う。

＜対策＞計画期間内の育児休業取得者に対し，学内情報等をメールや学内誌等を通じて提供する。

目標３ 津島地区の事業所内託児施設および学童保育施設の設置について検討する。

＜対策＞津島地区の事業所内託児施設の設置について，検討する。また，学童保育について必要性を検討するため，平成１９年度中に学童保育の設置を希望する職員及び幼児数等を調査する。

目標４　鹿田地区の保育施設の運営の充実を図る。

＜対策＞計画期間内に保育施設の管理・運営方法等の見直しを行い，運営体制の充実を図る。

目標５　年次有給休暇の取得の促進を図る。

＜対策＞学内の諸会議，文書により周知・啓蒙する。

目標６　育児と仕事の両立支援策を進めるための行動計画（案）の策定及びその進捗チェックなどを行う専門の検討委員会を引き続き設置する。

＜対策＞検討委員会を設置する。

戻る

大学へのアクセス｜プライバシーポリシー｜お問い合わせ